リ　法令により公務に従事する委員その他の職員の任命、指名及び選定に関する次に掲げる事項（告示事項を除く。）	資料
(1)　公証人の任命及び選定に関する事項	第五条第六号に掲げる事項
(2)　法令の規定に基づく候補者の推薦及び当該推薦があった候補者の任命、指名及び選定に関する事項	
ヌ　国家試験に関する事項であって、法令の規定により公にされるもの（告示事項を除く。）	
ル　法令の規定に基づく公聴会の開催に関する事項（告示事項を除く。）	
ヲ　ニからルまでに掲げるもののほか、法令の実施に関し必要な手続、基準、指針その他これらに類するものに関する事項	
ワ　国会法第百四条第三項の内閣の声明	
カ　国家公務員法第二十四条第一項の報告	
ヨ　国務大臣の名前に関して閣議において了解された事項	
タ　ロからヨまでに掲げるもののほか、閣議にかけられた案件に関する事項であって、閣議において関係者に周知することとされたもの	
レ　人事院公示の対象となる事項	
ソ　プライバシー等に配慮すべき告示事項	
ツ　前各号に掲げる事項に類する事項	
二　前号ヌに掲げるもののほか、国の機関（行政機関を除く。）が行う国家試験に関する事項	第五条第七号に掲げる事項
三　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百五十三条及び刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第二十四条第一項の規定による公示並びに最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第六号）第十四条及び裁判官の分限事件手続規則（昭和二十三年最高裁判所規則第六号）第九条の規定による公告の対象となる事項	公告

別記第一（第八条第二項関係）

官報

備考　号外政府調達公告は、縦書きの文字の書体を横書きで表示する。

別記第二（第四十条第一項関係）



備考　1　受託者の標識は、図示の例により、上段に「官報サービスセンター」の文字を、下段に「内閣総理大臣委託」の文字をそれぞれ表示すること。

2　標識を書面等による提供等を行う事務所の公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、図示の大きさとすること（この場合において寸法の単位は、ミリメートルとする。）。

3　標識の塗色は、地色を白色とし、文字及び標章を黒色とすること。